

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員 和田内 幸 三  
同 金 原 博  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別 紙)

南加土第3452号  
平成25年12月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
道路占用許可事務において、著しく適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	南加賀土木総合事務所	指摘のあった占用許可事務につきましては、法令等を遵守することはもとより、職員相互のチェック体制に万全を期するとともに関係機関との連絡を確実にを行い、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 なお、本件の占用料等につきましては、所要の措置を講じました。

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 付 け 石 監 査 第 4 2 0 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	<p>寺井警察署</p>	<p>職員の交通事故防止対策として、該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行ったほか、部内の朝礼時や会議等での継続した指導、安全運転の心構え等を記載した携帯カードを全職員に配付し注意喚起を促すなど、あらゆる機会を捉えて事故防止の徹底を図りました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、職員には指導・教養を継続して実施し、公私を問わず交通事故防止に努めます。</p>